

徳島県告示第三百四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和元年八月十五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
阿南中央病院	阿南市宝田町川原二番地	令和四年三月三十一日